

Client Alert

2025年3月号(Vol.135)

1. はじめに
2. 知的財産法:経済産業省が「営業秘密管理指針(改訂案)」を公表
3. 競争法/独禁法:公取委、フリーランスとの取引に関する調査を実施
4. エネルギー・インフラ:住民説明会制度の見直しに関する議論の動向
5. 労働法:改正育児・介護休業法等の施行について
6. 会社法:「会社法制(株式・株主総会等関係)部会」において会社法制に関する見直しの審議が開始
7. 危機管理・コンプライアンス:一般企業におけるオンラインカジノの法的リスク
8. 一般民事・債権管理:「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂
9. M&A:東証、「親子上場等に関する投資者の目線」を公表
10. キャピタル・マーケット:株式報酬の開示規制等に係る政府令等改正案のパブコメ結果公表
11. 税務:国税庁 再生型私的整理手続において個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いに関する文書回答事例を公表
12. 国際訴訟・仲裁:英国において改正仲裁法が成立
13. 国際通商/経済安全保障:中国におけるタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目に対する輸出規制の実施
14. 米国:FCPAの執行停止に関する大統領令について
15. 中国・アジア(タイ):従業員の健康情報の収集についての裁定の公表
16. 新興国(エチオピア):証券取引所の開設と銀行業の(一部)外資開放

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年3月号(Vol.135)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：経済産業省が「営業秘密管理指針(改訂案)」を公表

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室は、2025年1月31日、「営業秘密管理指針(改訂案)」(「本改訂案」)を公表するとともに、本改訂案に対する意見募集を実施しました(意見募集は3月2日に締め切られております。)

「営業秘密管理指針」は、2003年1月に策定された後、複数回の改訂を経て2019年1月に最終改訂されていました。最終改訂から約6年が経過したことから、この間の企業における情報管理の在り方の変化や近時の裁判例の動向等を踏まえて修正が行われたものとなります。

主な改訂内容としては以下のとおりです。

- ①民事上の措置・刑事罰との関係の明確化
- ②営業秘密以外での情報の保護に関して、限定提供データとの関係を整理
- ③営業秘密指針の対象となる「事業者」の範囲に大学・研究機関も含むことを明確化
- ④秘密管理性要件に関して、(1)秘密管理措置の対象者の考え方の明確化、(2)秘密管理措置の程度につき、対象事業者ごとに注意すべき項目の整理、(3)外部クラウド利用による秘密管理措置、生成 AI の利活用に関する具体例の追加
- ⑤有用性要件・非公知性要件に関して、近時の裁判例等を踏まえた追記

営業秘密管理指針は、不正競争防止法により営業秘密として保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとされており、それゆえ、意見募集を経て最終的に策定される営業秘密管理指針の改訂版の内容を踏まえ、自社における情報管理の方針の見直しの要否等を検討する必要があります。

パートナー 岡田 淳
TEL : 03-5220-1821
atsushi.okada@morihamada.com
カウンセラー 佐々木 奏
TEL : 03-6266-8510
susumu.sasaki@morihamada.com

3. 競争法／独禁法：公取委、フリーランスとの取引に関する調査を実施

2025年2月5日、公取委は、中小企業庁・厚生労働省とともに、フリーランスとの取引に関する調査

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(「本調査」)を開始しました。本調査は、2024年11月1日に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(「フリーランス法」)¹に違反する行為が行われていないかを確認するためのものであり、下請法に基づく下請取引に関する調査(「下請調査」)や、労務費等コスト上昇分の適切な価格転嫁円滑化に関する調査²(「転嫁調査」)同様、今後も継続して定期的実施されることが予定されています。

本調査では、まず、2025年2月5日に、3万名の発注事業者に対して、調査に関する書面が発出されています。その回答内容次第では、追加での詳細な調査が行われ、最終的に行政処分に至る可能性もあります。書面発出の対象となった発注事業者は、これまでの実態調査等を踏まえて「問題事例の多い業種」とされた9業種(「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「他に分類されないサービス業」³)から選定されています。

公取委は、特定受託事業者であるフリーランスに対しては調査書面を送付していませんが、発注事業者からの回答も踏まえて、個々にフリーランスに対して調査を行っていくことがあり得るとしています。また、フリーランス法に違反すると思われる行為があった場合には、フリーランスの側から公取委等に対して適切な措置をとることを求める申出を行うことができるところ、オンラインでの申出受付フォームや申出受付事前確認表、申出書の記入例等も公表・周知されています⁴。

フリーランス法施行前にもフリーランス取引についての実態調査が行われ、昨年は10月にその結果が公表されています⁵。これに対し、フリーランス法施行後に同法違反を把握するための調査としては、本調査が初めてのものになります。調査の進め方や違反認定については、当局側でも手探りの部分もあると思われます⁶。発注事業者向け調査書面の回答期限(2025年3月5日)は本レター配信時点で過ぎているところ、回答やフリーランス側からの申出を受けての更なる調査の対象となった事業者は、真摯に応じるとともに、主張すべき点があれば積極的かつ丁寧に説明することが望まれます。また、同時に、調査書類(受領した場合)やフリーランス向けの申出書記入例は、フリーランス法上の問題の有無をチェックする資料としても有用です。本調査にて発注事業者向け調査書面を受領していない企業は、申出書記入例を一読し、フリーランスからどのような情報が公取委に提供されるのかを把握しておくことをお勧めします。

¹ フリーランス法については、[Client Alert 2024年11月号\(Vol.131\)](#)もご参照ください。

² [Client Alert 2024年4月号\(Vol.124\)](#)をご参照ください。

³ いずれも、日本標準産業分類によって業種が表記されています。

⁴ <https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance.html

⁶ 労務費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁円滑化に関しては、転嫁調査開始から2年目に対応方針として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されているところ、フリーランス法に関しても同様に、調査を踏まえて新たに指針が策定される可能性があります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

パートナー 宇都宮 秀樹
TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

パートナー 竹腰 沙織
TEL : 03-6266-8903
saori.takekoshi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
TEL : 092-739-8144(福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ:住民説明会制度の見直しに関する議論の動向

2024年4月の再エネ特措法改正により導入された周辺住民への説明会等につき、2025年2月3日の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(「本委員会」)において、制度の施行状況を踏まえたフォローアップと必要な制度の見直しに関して議論がされました⁷。以下では、その概要をご紹介します。

1. 実施状況のフォローアップ

2024年4月施行の改正再エネ特措法に基づき実施された説明会は約3,500件とされているものの、「FIT/FIP認定申請を受けて審査当局が確認したところ、説明会等の要件を充足していないものも多かった」とされています。具体的には、

- ・事業者自身が説明会に参加していない事例
- ・関係法令遵守に関する説明漏れがある事例
- ・事業実施場所と相当に距離が遠い場所(例:事業実施場所は茨城県、説明会開催場所は東京都)で説明会を開催している事例

等が挙げられています。「FIT/FIP認定に当たって、厳格に、要件等を充足する説明会等の実施を改めて求める等の対応を行っている」とされていますので、事業者においては、改めて、説明会等の要件を入念に確認し、不備のない説明会等を行うよう心掛ける必要があります。

2. 制度の見直しについて

他方、自治体・事業者団体からのヒアリングを受けて、以下のような制度の改善が検討されています。

⁷ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/072_01_00.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(1) 説明会に出席する「周辺地域の住民」がいない場合の取扱

再エネ特措法上、説明会は再エネ発電事業の実施場所の「周辺地域の住民」⁸に対して開催する必要があるところ、現行のガイドラインでは、①事業場所の敷地境界から一定距離(低圧 100m、特別高圧・高圧 300m 等)の居住者及び②地域の実情を把握する市町村への事前相談の結果、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者が存在しない場合でも、③再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者が存在しないことを客観的に確認するため、説明会を開催する(開催する準備を行い、終了時間まで待機する。)ことを求めています。

これに対して、上記のような場合に説明会を開催するのは説明会当日の開催準備等に係る事務コストの負担が大きいという発電事業者側の意見等を踏まえ、上記①及び②の「周辺地域の住民」が存在しない場合には、資源エネルギー庁の HP における開催案内が適切に行われ、かつ、説明会の開催予定日の前々日までに上記③の隣接する土地/建物所有者から説明会への出席希望の連絡がないことを条件に、「周辺地域の住民」が存在しないことを客観的に確認したと認め、説明会の開催を不要とすることが検討されています。

(2) 説明会の開催時期について

再エネ特措法上、説明会は周辺地域の住民の意見・質問を踏まえて、発電事業者が対応を検討するための十分な期間(意見等熟慮期間)を確保するため、原則として FIT/FIP 認定申請日の 3 ヶ月前までの開催が必要ですが、説明会に出席する周辺地域の住民がいなかった場合には、迅速な再エネ導入拡大を促す観点から、説明会から 3 ヶ月間を待たずに FIT/FIP 認定申請を行うことを可能とすることが検討されています。なお、FIT/FIP 認定審査において、説明会の要件を充足しておらず、審査当局から改めて説明会の実施を求められた場合において改めて実施する説明会(「再説明会」)についても、出席する周辺地域の住民がいなかった場合⁹等は、再説明会の開催から 3 ヶ月を待たずに FIT/FIP 認定の再申請を行うことを可能とすることも併せて検討されています。

(3) 説明会の開催場所について

現行のガイドラインにおいて、説明会の開催場所は「周辺地域の住民」の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な場所を選ぶことを要件として求めています。再エネ発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催される等の事例も散見されることを踏まえて、「合理的でない開催場所」の例として、「再エネ発電事業の実施場所と異なる遠隔地の都道府県で説明会が開催される場合」を例示し、こうした事例は

⁸ 資源エネルギー庁策定の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(2024年2月)」(ガイドライン)上、「周辺地域の住民」は、①事業場所の敷地境界から一定距離(低圧 100m、特別高圧・高圧 300m等)の居住者、②地域の実情を把握する市町村への事前相談の結果、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者及び③再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者とされています。

⁹ 周辺地域の住民からの意見・質問がなかった場合も含むものの、当初の説明会が潜脱的である場合等、悪質な事案であると審査当局が判断した場合は、改めて 3 ヶ月間の意見等熟慮期間を求める場合もあるとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

FIT/FIP 認定の対象外とする等、厳格にルールを運用することが検討されています。

(4) 長期安定適格太陽光発電事業者の取扱いについて

2024年10月22日の本委員会¹⁰で議論されたとおり、長期安定適格太陽光発電事業者が重要な事項に関する事業計画の変更を行う場合は、説明会の開催が求められる規模(50kW以上)の電源であっても、FIT/FIP 変更認定の要件として説明会開催を求めることはせず、ポスティング等の説明会以外の手法での事前周知が許容されることとなりました。

事業者は、これらの制度の見直し状況も適切に把握しながら、求められる要件を満たす説明会等を適時・適切に実施して、周辺住民と適切なコミュニケーションを図りながら、事業を円滑に進めることが重要といえます。

パートナー 小林 卓泰 TEL : 03-5223-7768 takahiro.kobayashi@morihamada.com
シニア・アソシエイト 秋元 純 TEL : 03-6212-8364 jun.akimoto@morihamada.com

5. 労働法:改正育児・介護休業法等の施行について

2024年5月31日、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(「本新法」)が公布され、2025年4月1日、同年10月1日に段階的に施行されます。以下では概要のみを記載しておりますので、詳細は厚生労働省の公表資料等もご確認ください。

本新法により、2025年4月1日から企業に影響が及ぶ事項は以下のとおりです。

- 子の看護休暇の見直し
対象となる子が小学校3年修了まで、取得事由が感染症に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式・卒園式を含むよう拡大されます。また、労使協定による継続雇用期間6ヶ月未満の労働者の除外もできなくなります。
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されます。
- 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク等を追加

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/070_03_00.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3歳未満の子を養育する労働者に認められる短時間勤務制度(1日6時間とする措置)の代替措置として、従前認められていた①育児休業に関する制度に準ずる措置、②フレックスタイム制、③時差出勤制度、④保育施設の設置運営等に、テレワーク等が追加されます。

➤ 育児休業等の取得状況の公表義務適用拡大

毎年1回、男性の育児休業等の取得状況を公表する義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に拡大されます。

➤ 常時介護を必要とする状態に関する判断基準の見直し

子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合にも介護休業が取得可能となるよう、介護休業の要件の判断基準が変更されます。

➤ 介護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供

介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認、介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供が必要となります。

➤ 介護両立支援制度等を取得しやすい雇用環境整備の措置

介護休業と介護両立支援制度等(介護休暇・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限・所定労働時間の短縮等)の申出が円滑に行われるようにすべく、研修・相談体制の整備等が必要となります。

➤ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定による継続雇用期間6ヶ月未満の労働者の除外ができなくなります。

➤ (努力義務)育児・介護のためのテレワーク等の導入

①3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの、②要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに対して、テレワーク等を選択できるように措置が必要となります。

また、2025年10月1日から、一定の事項(柔軟な働き方を実現するための措置等、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮)の施行がなされますので、当該事項を含め、企業としては、本新法施行に向けた準備を進める必要があります。

パートナー 荒井 太一
TEL: 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com

シニア・アソシエイト 澤 和樹
TEL: 03-6212-8387
kazuki.sawa@morihamada.com

6. 会社法:「会社法制(株式・株主総会等関係)部会」において会社法制に関する見直しの審議が開始

2025年2月10日に開催された法制審議会第201回会議に、法務大臣から「会社法制に関する諮問第127号」(「本諮問」)が発せられ、「会社法制(株式・株主総会等関係)部会」を新設し、付託して審議することとされました。本諮問は、近年の社会経済情勢の変化等を受け、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しに関する検討を求めるものです。現時点で提案されている主な検討事項は、以下のとおりです。

1 株式の発行の在り方

①株式会社が従業員等に対して株式の発行等をするときに金銭の払込み等を要しないものとするための規律の整備の要否、②株式交付制度の活用範囲拡大や手続の簡素化に向けた検討、③現物出資に際しての検査役調査を要する範囲の見直しや引受人等の不足額填補責任の緩和の要否、等が主な検討事項と想定されています。

これらについて、経済産業省に設置されている「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会が2025年1月17日に公表した会社法の改正に関する報告書(「コーポレートガバナンス研究会報告書」)は、企業経営者が大胆なリスクテイクを行い、成長投資を実行していくことを後押しする観点から、従業員や子会社の役職員に対しても株式の無償交付を可能にすること(①に関連)や、外国会社の買収においても自社株式を対価とすることを可能にすること(②に関連)等を提案しており、そのような制度変更の要否等について検討されるものと想定されます(詳細は、[Client Alert 2025年2月号\(Vol.134\)](#)もご参照ください。)

2 株主総会の在り方

①バーチャルオンリー株主総会及びバーチャルオンリー社債権者集会に関する規律の見直しの要否、②株式会社がいわゆる実質株主(株主名簿上の株主に対する議決権指図権限等を有する者)を確認するための制度の創設、等が主な検討事項と想定されています。

これらについて、コーポレートガバナンス研究会報告書では、バーチャルオンリー株主総会を開催するために産業競争力強化法上必要とされている法務・経済産業大臣の確認手続を会社法上不要とする等してバーチャルオンリー株主総会を促進すること(①に関連)や、株主名簿上の株主等に対して企業への実質株主の情報開示を義務付けること(②に関連)が提案されており、そのような制度変更の要否等について検討されるものと想定されます(詳細は、[Client Alert 2025年2月号\(Vol.134\)](#)もご参照ください。)

3 企業統治の在り方

社外取締役の選任状況等を踏まえた指名委員会等の権限の見直し等が主な検討事項と想定されていま

す。これについては、コーポレートガバナンス研究会報告書でも指摘されているほか、2025年1月25日には、一般社団法人日本取締役協会も「指名委員会等設置会社制度の改善に関する提言」を法務省に提出し、独立社外取締役が過半数を占めている場合には、企業での経営権の最高機関である取締役会が、経営トップを含む取締役候補指名の最終権限を持つことを可能とすること等を提言しており、そのような制度変更の可否等について検討されるものと想定されます。

以上の検討事項はいずれも各社の実務と深く関わる事項ですので、各社は各論点に関する今後の議論を注意深く見守る必要があります。

<参考資料>

法務省：法制審議会第201回会議(2025年2月10日開催)

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00005.html

経済産業省：「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」において会社法の改正に関する報告書を取りまとめました(2025年1月17日)

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250117001/20250117001.html>

日本取締役協会：「会社機関設計の改善に関する提言の発表について」(2025年1月27日)

https://www.jacd.jp/news/opinion/250127_post-338.html

パートナー 石井 裕介
TEL : 03-5223-7737
yusuke.ishii@morihamada.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
TEL : 03-5220-1847
ayana.kagawa@morihamada.com

7. 危機管理・コンプライアンス：一般企業におけるオンラインカジノの法的リスク

海外のオンラインカジノを利用した賭博客の摘発が増えています。そして、これは、一般企業にも深刻な影響を及ぼす危険性を秘めており、注意が必要です。

先月には、芸能人がオンラインカジノを利用していたとして警察から事情聴取を受けていたことが判明したとの報道がなされたほか、オリンピックメダリストが書類送検されたり、プロ野球選手の間でオンラインカジノ利用が広がっていたことが判明する等、著名人によるオンラインカジノの利用が俄に明らかになりました。これらの事案を受けて、上記タレントの所属事務所が弁護士を交えて調査を行っている旨が報道されたほか、プロ野球を統括する日本野球機構(NPB)も全球団の選手とスタッフを対象とする調査を実施してお

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

り、これらの芸能人やスポーツ選手が所属する企業や団体はもちろん、スポンサーや広告等の契約を締結している関係企業等もそれぞれ対応を迫られています。

また、警察が摘発したオンラインカジノ事件の賭客には、警察官や公務員等も含まれていたとされており、一般企業の役職員が賭客として利用し摘発されている例も少なくないものと推察されます。

政府も、オンラインカジノの広がりへの対応を急いでいます。昨年 9 月には、その利用防止に向けた関係省庁の連絡会議を設置して方策等を議論しており、本年 3 月末に改定される「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」には、オンラインカジノの広告や紹介サイトへのアクセスを抑止する取組等が盛り込まれる見通しとされています。また、政府は、海外のオンラインカジノを利用した賭博の違法性の周知を徹底する方針を示しており、今後、摘発が一層強化されていくことも予想されます。

オンラインカジノは、スマートフォンやパソコンから海外のカジノサイトに接続し、クレジット決済等を通じて換金可能なポイントを入手し、ゲームやスポーツの勝敗に賭ける等のギャンブルを行う形態が一般的とされ、スマートフォンがあれば、いつ、どこにいても利用できるとされています。また、海外では、オンラインカジノやスポーツベッティング等の賭博行為が合法とされている国もあり、海外のオンラインカジノサイトは日本国内でも「合法」とであると誤信し、安易な気持ちで利用する者が増えているとされています。

しかしながら、日本国内から賭客が金銭を賭ける行為は、日本の刑法によって違法とされており、単純賭博罪であれば 50 万円以下の罰金、複数回の利用等から常習賭博罪が認められれば 3 年以下の懲役刑を科される可能性があります。さらに、オンラインカジノの決済や広告への関与についても、これらの賭博に係る罪の共犯として摘発され刑事責任を問われる可能性があります。

企業の役職員がオンラインカジノの利用客として摘発を受けた場合には、当該個人が刑事処罰を受けるにとどまらず、勤務先企業名が公表される等して当該企業のレピュテーションリスクにつながりかねません。オンラインカジノはスマートフォンによりいつでもどこにいても利用可能であるため、勤務時間中や、企業が貸与した端末で利用されることも考えられ、役職員が賭客として摘発された企業が捜索を受けたり、労務管理やコンプライアンス体制に批判の目が向けられる可能性もあります。また、著名人がオンラインカジノの利用で摘発された場合やオンラインカジノの広告に関与していた場合等には、スポンサー等の関係企業も対応を迫られる可能性があります。

このように、オンラインカジノの広がりや摘発の強化は、一般企業の危機管理上も深刻なリスクを包含しており、例えばコンプライアンス研修等における啓発や注意喚起、契約先における関与の有無の確認、そして事案発覚時の社内調査対応等、適切な対応が求められていくことになりそうです。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

シニア・アソシエイト 佐藤 浩由
TEL : 03-6212-8371
hiroyuki.sato@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理:「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂

2025年2月12日、経済産業省による「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が改訂されました。

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法を中心とする法令の適用に関する一つの考え方を示すものであり、法解釈の指針として機能することが期待されています。

今回の改訂は、デジタルプラットフォームに関する項目やブロックチェーン技術を用いた価値移転に関する項目の他、前回改訂時(2022年4月)以降の法改正等の動きが反映されたものです。具体的には、以下の論点について改訂が行われました。

I-2-1 ウェブサイトの利用規約の定型約款該当性【更新】

I-2-2 定型約款の規定が適用されないサイト利用規約の契約への組入れと契約締結後の規約変更【更新】

I-8-6 ユーザー間取引に関するプラットフォーム事業者に対する業規制【更新】

I-8-7 デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使【新設】

II-9-3 著作物の写り込み【削除】

II-9-4 eラーニングにおける他人の著作物の利用【削除】

III-14-2 NFT(Non-Fungible Token)をめぐる法律関係【新設】

このうち、新設された「I-8-7」及びこれに関連する「I-8-6」は、デジタルプラットフォームで行われる通信販売事業の運営事業者及び出店者に関連する法律問題についての考え方を示したものであり、取引 DPF 消費者保護法(取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律。令和4年5月1日施行)の制定等を踏まえたものです。また、「III-14-2」は、アート NFT を巡る所有権や著作権に関する権利関係についての考え方を提示したものであり、新たなビジネスモデルに関する論点に対応したものとと言えます。

このように、本準則はオンライン取引や情報財取引等に関する民事法の問題を取り扱ったものですが、近

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

年生じている新たな論点についても手掛かりとして参考になると考えられます。

<参考資料>

電子商取引及び情報財取引等に関する準則(経済産業省 HP)

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250212003/20250212003-1r.pdf>

パートナー 梅本 麻衣
TEL : 03-6266-8753
mai.umemoto@morihamada.com

アソシエイト 北山 智也
TEL : 03-5293-4909
tomoya.kitayama@morihamada.com

9. M&A:東証、「親子上場等に関する投資者の目線」を公表

東京証券取引所は、2025年2月4日、「[親子上場等に関する投資者の目線](#)」(「本資料」)を公表しました。親子上場については、企業側による検討や開示の内容が投資者の期待する水準に達していない事例が見られると指摘されているところ、本資料は、国内外の投資者との面談で寄せられたフィードバックをもとに、投資者が企業側に対して有している目線と企業側の取組の間にギャップが生じやすい場面を取りまとめたものです。

本資料の主な内容は以下のとおりです。

- ① 親会社に対する投資者の目線として、(1)グループ経営の目線(子会社を保有・上場することが、グループの中長期的な企業価値向上や資本効率の観点から最適な形態かどうか)と、(2)少数株主保護の目線(上場子会社の独立性やガバナンス体制の実効性確保に配慮しているか)の両面から、親会社は、親子上場の在り方を取締役会で継続的に検討し、説明責任を履行すべきことが示されています。その上で、「子会社の独立性」を理由に、親会社が子会社のガバナンス体制の実効性確保に関与しない場合等が、親会社に対する投資者の目線とギャップのある事例として紹介されています。
- ② また、子会社に対する投資者の目線として、(1)グループ経営の目線(親会社の傘下で上場することが自社の中長期的な企業価値向上や資本効率の観点から最適な形態かどうか)と、(2)少数株主保護の目線(特に独立社外取締役が、構造的な利益相反リスクを監督し、親会社からの独立性やガバナンス体制の実効性確保に配慮しているか)の両面から、子会社は、親子上場の在り方を取締役会で継続的に検討し、親会社とも協議の上、説明責任を履行すべきことが示されています。その上で、子会社の独立社外取締役の選解任プロセスが親会社から独立しているかが不明である場合等が、子会社に対す

る投資者の目線とギャップのある事例として紹介されています。

- ③ さらに、一定割合の議決権を保有すること等により支配的な関係を有する会社についても、グループ経営や少数株主保護の在り方に関して、親子上場と同様の問題意識が示されています。

本資料は、親子上場等に関して、企業側が投資者側の目線とのギャップを埋めるべく、どのようなアプローチを取るべきかを検討する上で、有用な資料であると考えられます。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 青田 竜
TEL : 03-5220-1849
ryu.aota@morihamada.com

10. キャピタル・マーケット:株式報酬の開示規制等に係る政府令等改正案のパブコメ結果公表

金融庁は、2025年2月21日、株式報酬の開示規制等に係る金融商品取引法施行令等の改正(「本改正」)案に対するパブリックコメントの結果(「本パブコメ」)を公表しました。

当事務所 [Client Alert 2024年12月号\(Vol.132\)](#)「株式報酬・特定投資家私募・少額募集の開示等に係る金商法施行令等改正案の公表」では本改正案の概要をご紹介します(詳細は [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2024年12月号\(Vol.90\)](#)「[金融商品取引法施行令等改正案—株式報酬に係る開示規制の見直し・スタートアップへの資金供給の促進—](#)」もご参照ください。)が、以下では本パブコメで示された本改正に関する主な考え方をご紹介します。

譲渡制限付株式(「RS」)に係る譲渡制限期間の見直し

株式報酬に係る臨報特例(有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出をもって募集・売出しができる特例)に関し、従来の規制では、株式について、その交付日の属する事業年度経過後3ヶ月を超える期間の譲渡制限が求められていました。本改正により、このような譲渡制限期間について、以下のように見直されています。

- ①事業年度の上半期に株式を交付した場合には、半期報告書が提出されるまで
- ②事業年度の下半期に株式を交付した場合には、有価証券報告書が提出されるまで

本パブコメでは、かかる見直しの趣旨は、株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書又は半期報告書が提出されれば、発行会社又はその子会社の取締役等¹¹とその他の者との間の情報の非対称性が

¹¹ 取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人をいいます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

解消されるとの考え方によるものとされています。もっとも、有価証券報告書や半期報告書の提出が遅延した場合には、いまだ情報の非対称性が解消されていない状態であることから、当該譲渡制限の要件を満たさないとの考え方が併せて示されていることに留意が必要と考えられます。

事後交付型株式報酬に係る臨報特例の解釈の明確化

本改正では、事後交付型株式報酬について、以下の解釈が明確化されています。

- ▶ 「所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨を定めて通知その他の方法により…取締役等¹²に当該定めの内容を知らせること」が、臨報特例の対象となる株式の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当すること
- ▶ 取締役等が当該定めの内容を「知ることとなる日」が、株式の「交付日」に相当すること（当該定めに基づいて、実際に株式の交付を受けることとなる日は「交付日」に相当しないこと）

本パブコメでは、事後交付型株式報酬に係る臨報特例の要件である譲渡制限とは、上記の「知ることとなる日」の属する事業年度に係る有価証券報告書又は半期報告書が提出される前に株式が交付される場合に、当該有価証券報告書又は半期報告書が提出されるまでの間株式の譲渡が制限されていることを求めるものであって、実際に株式が交付される日が、当該有価証券報告書又は半期報告書の提出後である場合には、その付与される株式自体は、譲渡制限の対象ではないとの考え方が示されています。

本改正は 2025 年 2 月 25 日から施行されます。そこで、施行日以降に新たに株式報酬を交付・導入等しようとする企業においては、本パブコメを踏まえた開示規制の検討が求められる点に留意が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
TEL : 03-5293-4919
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

¹² 発行会社又はその子会社の取締役等をいいます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

11. 税務:国税庁 再生型私的整理手続において個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いに関する文書回答事例を公表

国税庁は、中小企業者に該当する個人事業者が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)」に基づき一定の手順に従って策定された事業再生計画に基づいて債務の免除を受けた場合の免除を受けた金額は、当該個人事業者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されないとの見解を示す文書回答事例(「本文書回答事例」)を公表しました。

原則として、個人事業主が債務免除を受けた場合には、免除を受けた金額は、各種所得の金額の計算において総収入金額に算入されますが(所得税法 36 条 1 項、所基通 36-15(5))、「破産法に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に、債務免除により受けた経済的利益の価額は各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています(所得税法 44 条の 2 第 1 項)。

この「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」とは、「破産法の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしたならば、破産法の規定による免責許可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定がされると認められるような場合」をいうとされています(所基通 44 の 2-1)。

本文書回答事例は、結論として、一定の事業再生計画に基づき債務者である個人事業者が債務の免除を受けた場合におけるその免除を受けた金額は、上記の場合に該当することから、所得税法 44 条の 2 第 1 項の規定により、当該個人事業者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入されないとの照会者の見解が肯定されたものです。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)」の利用における課税関係が明確になる点において実務上、有用な文書回答事例といえます。

<参考資料>

文書回答事例 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン(再生型私的整理手続)」に基づき策定された事業再生計画により個人事業者が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いについて(国税庁 HP)

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/shotoku/250129/index.htm>

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 中村 太智
TEL : 03-5293-4925
taichi.nakamura@morihamada.com

12. 国際訴訟・仲裁:英国において改正仲裁法が成立

2025年2月24日、英国において改正仲裁法(Arbitration Act 2025)が国王の裁可を受けて成立しました。改正仲裁法の施行日は今後政府により指定される予定です。改正仲裁法による変更点の概要は、以下のとおりです。

- 個々の仲裁合意の準拠法を決定するためのルールはこれまで判例法(コモンロー)により示されていたところ、これを成文法で明確化する。
- 仲裁手続に関与するにあたって仲裁人の公平性に合理的な疑いを生じさせる可能性のある状況を当事者に開示する義務を仲裁人に課す。
- 当事者の請求又は防御等について勝訴の見込みがないと判断した場合に、当事者の申立てに基づいて略式決定を下す権限を仲裁人に与える。
- 仲裁廷構成前に暫定的に緊急仲裁人が任命された場合に、第三者に対して証拠保全や証人尋問を行うよう命じる等の形で仲裁を支援する権限を裁判所に与える。
- 仲裁人が解任された場合や辞任した場合の仲裁人の免責の範囲を拡大することで、仲裁人が公平な判断を下せるよう支援する。
- 仲裁廷の管轄権に関する裁判手続を明確化し、透明性を高める。

これらの変更は、これまで判例法や各仲裁機関の規則等に従って行われていた実務的な対応を成文法により明確化する内容も多く含まれ、実務的な運用を大きく変えるものではありませんが、手続の透明性及び効率性がより高まることが期待されます。

パートナー 大野 志保
TEL : 03-6266-8539
shiho.ono@morihamada.com

13. 国際通商／経済安全保障：中国におけるタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目に対する輸出規制の実施

中国商務部と税関総署は、2025年2月4日、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目25製品及び関連技術等について、両用品目の輸出管理規制を実施することを決定しました(同日公布、施行)¹³。

従前より中国は、主に国家の安全及び利益を保護する観点から、レアメタル等の関連品目を両用品目の輸出管理規制対象に順次追加してきており、2023年8月1日からガリウム及びゲルマニウム関連品目、2023年12月1日から黒鉛関連品目、2024年9月15日からアンチモン及び超硬材料関連品目を両用品目の輸出管理規制対象とし、これらの関連品目及び関連技術やデータについて、関連規定に合致するものについてのみ輸出を許可する形としています。

この結果、例えばガリウム及びゲルマニウム関連品目の中国からの輸出量は、輸出管理規制対象追加直後の2023年8月から9月は一時的にゼロとなり、2023年10月、11月もかなり少量となりましたが、2023年12月は輸出量が大きく増え¹⁴(8月以降審査中であったものの一部が許可されたと推測されます。)、その後、月によって増減はあるものの一定数量の輸出が認められています¹⁵。なお2023年7月から2024年12月までのガリウム関連品目の輸出先として、日本はドイツに次いで2位となっています。

また、アンチモン関連品目については2024年10月から12月までの間、酸化アンチモンを除き、輸出量はゼロとなっており、本年2月に経団連、日本商工会議所、日中経済協会のトップらで構成される合同訪中代表団が中国商務部の王部長と会談した際にも、中国側に対しアンチモンの輸出管理規制に関する懸念が伝えられたと報道されています¹⁶。

加えて、特に関連両用品目の米国に対する輸出管理規制は強化されており、2024年12月3日より、①両用品目を米国の軍事ユーザー又は軍事用途のために輸出することが禁止されており、②原則として、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連両用品目の米国に対する輸出は許可されず、また、③黒鉛の両用品目の米国に対する輸出については、最終ユーザー及び最終用途について、より厳格な審査が実施されています¹⁷。

今回、新たにタングステン、テルル等の関連品目25製品及び関連技術等が両用品目の輸出管理規制対象に追加されたことにより、少なくとも2ヶ月から3ヶ月程度は中国からの輸出量が大きく減少することが

¹³ https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

¹⁴ 商務主管部門は、原則として45業務日以内に輸出許可申請について審査を行い、許可又は不許可の決定を下すこととされています(両用品輸出管理条例17条)。

¹⁵ <http://stats.customs.gov.cn/>

¹⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO86845880Z10C25A2EP0000/>

¹⁷ https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2024/art_daaa02c05d8946179dcf5d1ba499ac46.html

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

予想されますが、その後どのタイミングでどの程度輸出が許可され、輸出量が回復するか否か、注目されます。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

カウンセラー 鈴木 幹太
TEL : 03-6213-8118
kanta.suzuki@morihamada.com

14. 米国:FCPA の執行停止に関する大統領令について

2025年2月10日、トランプ大統領は、「米国の経済及び国家安全保障の更なる強化のための海外腐敗行為防止法の捜査及び執行を一時停止」をする大統領令([Pausing Foreign Corrupt Practices Act Enforcement to Further American Economic and National Security](#))（「本大統領令」）に署名しました。

海外腐敗行為防止法（「FCPA」）は、外国公務員に対して、ビジネスの新規獲得や維持等のために賄賂の提供や支払い等を禁止することを目的として1977年に制定された法律であり、これまで、外国人又は外国企業による贈賄行為ないし米国外における贈賄行為においても広く域外適用され、日本企業も含め、外国企業も様々な形でFCPA違反に問われ、厳しい制裁を科されてきました。

本大統領令は、米国当局におけるこれまでのFCPAの執行方針を大きく変えるものです。本大統領令は、FCPAの執行がこれまで「正当な範囲を超えて、米国の利益を損なう形で濫用されてきた」とし、「米国市民及びビジネスに対する過剰で予測不可能なFCPAの執行」に対処することが目的であるとされており、FCPAの過剰な適用が、米国企業の国際的競争力の障壁となっているとし、かかる障壁を排除すること等を理由に本大統領令の署名に至ったとしています。

本大統領令は、司法長官に対して、当該大統領令から180日間、FCPAに基づく捜査及び執行を新たに開始することを原則として禁止しています（司法長官が適切であると判断した場合はさらに180日延長される可能性があります。）。司法長官は、この期間に、FCPAの捜査及び執行に関するガイドライン及びポリシーについて見直しを行うことが求められています。また、現存するFCPAの捜査及び執行についても再検討を行い、FCPAの執行を正当な範囲に戻すための適切な措置を講ずることが求められています。さらに、新たなガイドライン及びポリシーを発行した後、司法長官は、過去の不適切なFCPA捜査及び執行措置について必要に応じて是正措置を講ずることも求められています。具体的な是正措置の内容は不明ですが、大統領による措置が必要な場合は、大統領にそのような措置を勧めることが明示的に規定されています。なお、

本大統領令は、司法省のみに適用され、FCPA に関する民事執行権限を持つ SEC には適用されません。

本大統領令の規定はかなり短い内容となっており、FCPA が今後どのような方針で執行されるかはいまだ不明確な点が多く残されています。今後公表される予定であるガイドライン及びポリシーの内容も含め、司法省や SEC 等米国当局の動きを注視する等、引き続き慎重な対応が求められます。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 輪千 浩平
03-6266-8750/+1-347-219-0722
kohei.wachi@morihamada.com

15. 中国・アジア(タイ):従業員健康情報の収集についての裁定の公表

タイの個人情報保護委員会(PDPC)は、従業員の健康情報(いわゆるセンシティブ個人情報に該当する情報)の収集に関する適法化根拠について、裁定を公表しました。当地で従業員の個人情報を取り扱う企業にとって一定の影響のある裁定であるため、以下で概要を説明します。

企業は、例えば従業員の病欠、健康診断結果の処理の場面といった、従業員に対する福利厚生を提供その他業務の遂行上、従業員の一定の健康情報を収集する場面があります。これらは個人情報の中でも厳格な保護の対象となるセンシティブ個人情報の収集・処理に該当するため、タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act, B.E. 2562 (2019))が適用される当地の企業等においては、そのような場面への同法上の対応として、同意書に健康情報の取得に関する同意文言を盛り込み、従業員からの同意を得ることを、当該個人情報の取得・処理の適法化根拠とする方法が一般的です。

本裁定は、ある企業において、従業員に対して福利厚生としての健康手当の支給のために医師の診断書及び治療費の領収書の提出を求めたところ、当該従業員がその提出を拒否しながら、福利厚生を受ける権利はある旨主張したという事案が発生したことを背景に、当該企業がタイ個人情報保護委員会(PDPC)に対して、従業員の同意なく当該文書を取得できるかという点についての見解を求めたものに対する回答を公表したものとなります。本裁定においては、企業が、一定の場合には、従業員の同意を得ることなく従業員の個人健康情報を収集できることが示されました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本裁定の概要は、以下のとおりです。

本裁定は、まず、「福利厚生」は雇用者と被雇用者の関係に関連するものであり、タイの労働法規によって規律されるものであることを確認しました。その上で、従業員の健康手当は労使関係に基づく雇用条件の一部を構成するといえるため、企業が福利厚生を提供する目的で従業員の健康情報を収集する場合には、センシティブ個人情報収集の適法化根拠として、「法的義務の履行」を適法化根拠とすることができ、従業員の同意を取得することは不要であるとしてしました。

また、個人情報保護委員会(PDPC)は、当該最低の公表と同時に、同じ文脈において法的義務の履行を根拠として従業員同意なく収集することができる可能性のある個人健康情報の具体例として、病気休暇、妊娠特別休暇、出産休暇、避妊手術休暇の取得が正当なものであるか確認するための医師の診断書等が挙げられています。

本裁定の公表により、従業員の健康に関する個人情報の収集について、一定の簡略化が可能となることが予測されます。一方で、PDPC が公表した裁定は、法律ではなく、個別の事案に対する個別的な解釈である点に留意が必要であり、現地の動向は今後も注視していく必要があります。

パートナー 細川 怜嗣
TEL : +65-6593-9467(シンガポール)
reiji.hosokawa@morihamada.com
アソシエイト 田代 潤奈
TEL : +66-94-327-9330(バンコク)
junna.tashiro@morihamada.com

16. 新興国(エチオピア):証券取引所の開設と銀行業の一部外資開放

エチオピアは、人口約1億3,000万人を有する国で、アフリカではナイジェリアに次ぎ2番目に人口の多い国であり、また、近年は実質年6%超と他のアフリカ諸国と比べても高い成長が続いており、今後の更なる市場成長が期待されております。

同国は、2018年より就任したアビィ・アハメド首相の主導のもと、従来の外資規制・国家管理に依存した経済システムからの脱却・経済開放のための諸施策の実施を進めております。今般、その一環として、同国における金融システムの改革につながる2つの重大な事例をご紹介します。

1. 証券取引所の開設

2025年1月10日、「エチオピア証券取引所(ESX)」が首都アディスアババにおいて正式に開設されました。エチオピアには、過去、証券取引所が存在したものの、1974年に、当時の社会主義軍事政権によって廃止され、それ以降エチオピアには証券取引所が存在しない状態が続いていたため、ESXは、それ以来の証券取引所の開設となります。ESXは、いわゆる官民連携(PPP:Public Private Partnership)方式で設立され、政府系投資ファンドのエチオピア投資誘致会社(EIH)を筆頭に政府部門が25%を出資し、残る75%は民間部門(エチオピア内外の投資家)が出資者となっております。

ESXは、株式、債券、短期金融市場の取引プラットフォームを備え、自主規制機関としても運営される予定であり、長期の現地通貨建て資金調達や投資促進を通じた経済成長を目指し、企業統治の強化や取引の透明性向上にも取り組むことが予定されています。ESXが提供する取引プラットフォームには、これまでエチオピアに存在しなかった銀行間取引プラットフォームも含まれており、これにより、証券取引上を介したファイナンス(直接金融)のみならず、銀行間取引を通じたファイナンス(間接金融)の利用可能性も高まることが期待されます。

2. 銀行業の外資への開放

エチオピアにおいて、銀行業は特に外資規制が厳しい分野でしたが、2024年12月17日、エチオピア議会において、銀行業における参入を認める法令(Banking Business Proclamation No.1360/2024)が可決されました。

具体的には、同法によれば、新たに、外国企業には以下の方法による現地への銀行の投資が許容されることになりました。

- ① 外国銀行による現地子会社の設立
- ② 外国銀行による現地支店・駐在員事務所の設置
- ③ 現地銀行の株式取得。但し、株式取得による出資比率には、(a)個別の上限として、「戦略的投資家」(公的金融機関、「名声の高い」金融機関等)の場合は40%、それ以外の外国投資家の場合には7-10%がそれぞれ上限とされ、また、(b)外国投資家の合計出資比率上限は49%とされる

もっとも、同法令の適用範囲・条件や実際の運用方針等については不透明な点も多く(例えば、上記①で設立が許容される現地子会社の業務範囲や、③に関して「戦略的投資家」とそれ以外の投資家の分類の具体的な基準等)、今後の動向に注視が必要と思われます。

カウンセル 佐藤 貴哉
TEL : 03-6266-8543
takaya.sato@morihamada.com

アソシエイト 重富 賢人
TEL : 052-446-8657
kento.shigetomi@morihamada.com

アソシエイト 幸田 遼
TEL : 03-5220-1919
ryo.koda@morihamada.com